

## Ⅹ 勤務区分・サービス・教職員倫理等のケーススタディ

### ケース 1

いつも学校で遅くまで仕事をしているのだから、せめて夏休み中ぐらいのんびりしたい。幸い急ぐ仕事もないので、少しぐらい朝の出勤が遅れてもいいだろう・・・・。

### 問題点

- ・
- ・
- ・

### 対策

- ・
- ・
- ・

### 効果等

- ・
- ・
- ・

### ケース 2

出張して参加した会議が、午後 3 時に終了した。勤務時間内に学校に帰れるが、今日は定期考査前なので、部活動もない。このまま帰宅して、報告は明日にしようか・・・。

### 問題点

- ・
- ・
- ・

### 対策

- ・
- ・
- ・

### 効果等

- ・
- ・
- ・

ケース 3

新しい道ができて通勤距離が短くなっていたことは分かっていたが、うっかりしていて半年間も通勤届を変更することなく、前のまま通勤手当を受け取り続けてしまった・・・。

問題点

- ・
- ・
- ・

対策

- ・
- ・
- ・

効果等

- ・
- ・
- ・

ケース 4

消耗品をよく購入していたためか、出入りの文房具店から3000円分の商品券が夏休み前に届いた。受け取ってよいものかどうか・・・。

問題点

- ・
- ・
- ・

対策

- ・
- ・
- ・

効果等

- ・
- ・
- ・

ケース5

自動車税の納付期限を過ぎていることに気がついたが、手持ちの現金が少なかったため、生徒から集めた手持ちの集金から流用しても、明日戻せばよいかと考え……。

問題点

- ・
- ・
- ・

対策

- ・
- ・
- ・

効果等

- ・
- ・
- ・

ケース6

A教諭は、ユニフォームを注文し、それぞれの部員から代金を受け取った。しかし、業者に支払う際に値引き交渉した上で、値引きの代わりに監督用の上下ジャージをもらい受けることになった。定価どおりの購入だから、会計報告はしていない……。

問題点

- ・
- ・
- ・

対策

- ・
- ・
- ・

効果等

- ・
- ・
- ・

ケース7

A教諭は、クラスの生徒のことや保護者の対応について、学年主任に相談したいと思って、相談する約束を何回も繰り返したが、その度、学年主任は、部活動を優先するためか、放課後すぐに運動場へ出て行ってしまい、なかなか相談に乗ってくれそうにない・・・。

問題点

- ・
- ・
- ・

対策

- ・
- ・
- ・

効果等

- ・
- ・
- ・

## ～ ケーススタディの解答例 ～

### ケース 1

- 問題点・いつも勤務時間外でも仕事をしている状態にある。
- ・その代わりとして、勤務時間にもかかわらず、年休を取らずに遅れて出勤しようとしている。
- 対 策・勤務時間外の仕事が常態化しているので、校務分掌の見直しなどで、仕事量の軽減を図る。
- ・研修等を通じて、職務に専念する義務に反するような行為をしないように、教職員の意識を高める。
  - ・管理職は、年次有給休暇等を取得しやすい職場環境づくりに努める。
- 効果等・ワーク・ライフ・バランスが実践でき、心身の健康にも良い影響を与える。
- ・県民等から指摘を受けて、処分などを受ける事態を避けることができる。
- 法令等・地公法第 3 5 条（職務に専念する義務） 等

### ケース 2

- 問題点・出張した会議の終了が早かったので、どうすべきか迷っている。
- ・出張が早く終わっても勤務時間中であることに変わりはなく、出張の際のルールが自覚できていない。
- 対 策・出張のおおよその終了時間は予測できるはずであるが、予想外に早く終了した時には、管理職に連絡し、年休を取得するなどして、勤務区分で問題がないようにする。
- ・管理職は、出張の際のルールを教職員で共通理解する機会を設けて、県民等から疑念を抱かれないようにする。
- 効果等・勤務区分を明確化するだけでなく、教職員の年休の取得も進む。
- ・県民等から指摘を受けて、処分などを受ける事態を避けることができる。
- 法令等・地公法第 3 5 条（職務に専念する義務） 等

### ケース 3

- 問題点・改めて最短コースでの通勤届を提出して、通勤手当を減額しなければならないケースであるかもしれなかったのに、手続きが半年間もできていない。
- ・他の手当についても、同じように確認する必要があるかもしれない。
- 対 策・自分が受け取っている手当を再確認し、受給の条件に当てはまっているかチェックして、不正受給とならないようにする。
- ・制度を十分に把握できていない教職員もいるので、管理職は、定期的に諸手当の説明を行い、共通理解と不正受給の防止に努める。
  - ・受け取りすぎた通勤手当は、返納しなければならない。
- 効果等・うっかりミスによる不正受給を防ぐことができる。
- ・手当が支給される趣旨の理解が深まる。

### ケース 4

- 問題点・消耗品をよく購入する出入りの文房具店は利害関係者に該当する。利害関係者から贈与を受けてはならない。
- ・特定の業者から消耗品を優先的に購入しているが、物品購入手続きは正しいか。

対 策・届けられた商品券は、直ちに文房具店に返し、以後、このような配慮は不要である旨を伝える。

- ・「徳島県の公務員倫理に関する条例」や「徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則」等を正確に把握できるように、研修の機会を設ける。
- ・30万円以上の物品の購入については原則入札方式を取る等、物品の購入に関するマニュアルを厳密に守るよう徹底する。

効果等・利害関係者との関係が明確になり、癒着を防ぐことができる。

- ・条例違反等により、教職員が懲戒処分等を受けることを防ぐことができる。
- ・県民の疑惑や不信を招くような事態を防ぐことができる。

法令等・徳島県の公務員倫理に関する条例第6条（贈与等の受領の禁止） 等

◇禁止行為等と報告・届出の要否（県倫理条例より）

種別	禁止行為		禁止行為から除外される行為		報告・届出の要否
	利害関係者との間	事業者等との間	利害関係者との間	事業者等との間	
贈与等	金銭・物品・不動産の贈与	同左	広く一般配布の宣伝用物品・記念品	同左	
			多数出席の式典等における記念品	同左	要報告
				香典供花(一般の社交の範囲内に限る)	
	金銭の貸付	同左			
	無償での物品・不動産の貸付	同左	職務で訪問した際に提供される物品の使用	同左	要報告
	無償での役務の提供	同左	職務で訪問した際に提供される自動車等の利用	同左	要報告
	債務の保証・弁済・担保の提供	同左			
	未公開株式の譲り受け	同左			
	供応接待	同左	職務で出席した会議での茶菓の提供	同左	
			多数出席の式典等での飲食物の提供	同左	要報告
職務で出席した会議での簡素な飲食物の提供			同左	要報告	
その他	共に飲食		多数出席の式典等において共に飲食		
			職務で出席した会議において共に簡素な飲食		
			自己の費用を負担して共に飲食		要報告(夜間)
	共に遊技・ゴルフ				
共に旅行					

※注：表中、報告とは「贈与等の報告」、届出とは「利害関係者との飲食届」のことを言います。

※市町村立小・中・高等学校については、それぞれの市町村の条例等を確認してください。

### ケース5

問題点・安易に生徒から集金したお金を個人的な支払いに流用しようとしており、更に常習化し多額の流用に発展するおそれがある。

- ・例え翌日に戻したとしても、業務上横領と見なされるおそれがある。
- ・納付期限を過ぎているのに、税金を納めることができていない。

対策・原則として、集金等はその日に銀行等に入金し、現金の状態では保管しない。やむを得ないときは出納帳に整理して金庫に保管する。

- ・会計は一人ではなく、複数で管理する体制を整える。
- ・毎年、納税の時期は決まっているので、予め用意しておき、納付の時期に慌てないようにする。

効果等・業務上横領などの刑事事件に発展することを防ぐことができる。

- ・不適正な会計処理が起こらないシステムを構築することができる。
- ・国民の義務である納税の義務をきちんと果たすことができる。

法令等・刑法第253条（業務上横領）

等

### ケース6

問題点・部員から集金したユニフォーム代金の実質的な値引分を利得している。

- ・会計報告ができていない。

対策・生徒や保護者からの集金についても、会計報告を徹底する。

- ・値引交渉後の金額で集金する。
- ・会計は一人ではなく、複数で管理する体制を整える。

効果等・生徒や保護者に不信感を持たれない部活動ができる。

- ・法令違反等により、教職員が懲戒処分等を受けることを防ぐことができる。

法令等・刑法第253条（業務上横領）

等

### ケース7

問題点・学年主任は、部活動には熱心であるが、学年主任の役割は十分に果たせていない。

- ・A教諭は、学年主任に相談したいにもかかわらず、相談できずに困っている。

対策・学年団で課題等を話し合う時間を設定することにより、学年団で意思の疎通が図れる体制を整える。

- ・教職員のメンタルヘルスの保持増進のためにも、「ほうれんそう（報告・連絡・相談）」しやすい職場環境づくりに努める。

効果等・共通理解のもと、迅速に教育活動に取り組める。

- ・教職員の孤立感が無くなり、働きやすい職場環境となる。